

平成 2 8 年 度 第 2 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日 (金)
		午後 3 時 3 0 分
場	所	大阪市役所本庁舎 7 階
		市会第 6 委員会室

平成28年度第2回大阪市都市計画審議会会議録

- 日 時 平成28年12月16日(金) 午後3時30分開会
- 場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室
- 議 題 議第215号 「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」
議第216号 「大阪都市計画地区計画の決定について」(うめきた2期地区地区計画)
議第217号 「大阪都市計画用途地域の変更について」
議第218号 「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」
議第219号 「大阪都市計画道路の変更について」(大阪駅北1号線)
議第220号 「大阪市景観計画の変更について」(意見聴取)
- 出席委員 25名(欠は欠席者)
- | | | | |
|---------|--------|-----|-------|
| 会 長 | 澤木 昌典 | 委 員 | 井戸 正利 |
| 会長職務代理者 | 嘉名 光市 | | 徳田 勝 |
| 委 員 | 井上 典子 | | 市位 謙太 |
| | 岡井 有佳 | | 伊藤 良夏 |
| 欠 | 加賀 有津子 | | 上田 智隆 |
| | 加我 宏之 | | 岡田 妥知 |
| | 黒坂 則子 | | 前田 和彦 |
| 欠 | 佐藤 由美 | | 荒木 肇 |
| | 島田 洋子 | | 太田 晶也 |
| | 長尾 謙吉 | | 足高 將司 |
| | 花川 典子 | | 小笹 正博 |
| 欠 | 松島 格也 | | 山田 正和 |
| | 松中 亮治 | | 土岐 恭生 |
| 欠 | 水谷 文俊 | | 小川 陽太 |
| | 吉田 長裕 | | |
- 臨時委員 1名 濱田 孝(議第215号)

開会 午後3時30分

○幹事（山田） それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成28年度第2回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております、大阪市都市計画局都市計画課長の山田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申し上げます。携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をよろしくお願いいたします。

本日は臨時委員といたしまして、議第215号に関しまして、大阪市農業専門委員の濱田孝様にご出席いただいております。

なお、学識経験者の佐藤委員、松島委員及び水谷委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

また、加賀有津子委員及び松中委員におかれましては、まだお越しいただいておりませんが、ご到着次第審議に参加していただきます。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に「会議次第」、それから「委員名簿」、次に、本日ご審議いただきます予定の議案書がございます。まず、1冊目といたしまして、議第215号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、次に2冊目といたしまして、議第216号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第217号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第218号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議第219号「大阪都市計画道路の変更について」が一冊にまとまった議案書と、「議第216号『大阪都市計画地区計画の決定』、議第217号『大阪都市計画用途地域の変更』及び議第219号『大阪都市計画道路の変更』に対する意見書の要旨」がございます。次に3冊目といたしまして、議第220号「大阪市景観計画の変更について」がございます。さらに報告案件に関する資料といたしまして、報告資料「大阪府都市計画審議会における大阪市関連案件について（報告）」がございます。

以上ですけれども、お手元にございますでしょうか。ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、本日は報道関係者より、撮影等の申出がございますので、併せて報告させていただきます。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では、議第215号につきましては、臨時委員を含めまして30人中25人の委員の方々が、議第216号、議第217号、議第218号、議第219号及び議第220号につきましては、29人中24人の委員の方々がそれぞれご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては澤木会長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○澤木会長 それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により加我宏之委員と伊藤委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは会議が円滑に進行いたしますよう委員の皆様にもご協力をお願いしたいと思います。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長より付議のありました、議第215号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、議第216号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第217号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第218号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議第219号「大阪都市計画道路の変更について」と景観行政団体による意見聴取のための付議案件といたしまして、議第220号「景観計画の変更について」でございます。また、それとは別に報告案件といたしまして、「大阪府都市計画審議会における大阪市関連案件について」がございます。

それでは、議第215号から審議してまいります。本議案につきまして幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（角田） 幹事の角田でございます。

それでは、議第215号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明申し上げます。

表紙に議第215号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地の計画的な保全により、良好な都市環境の形成に資するものでございます。

生産緑地法における指定の要件としましては、環境機能及び多目的保留地機能を有し、面積が一団で500平方メートル以上、かつ営農の継続が可能であることとしておりまして、現在、約77ヘクタールを指定しております。

今回は、議案書3ページの計画書の一覧表に記載しておりますように、地区の追加3地区と、区域の一部が増となる区域変更1地区、区域の一部が減となる区域変更3地区及び地区の廃止9地区の合計16地区において変更を行うものでございます。

今回の変更に係る地区の位置や具体の区域につきましては、議案書7ページの位置図及び9ページから21ページの説明図にお示ししております。

それでは、主な変更内容についてご説明いたします。

地区の追加につきましては、3地区で、面積は約0.24ヘクタールの増となります。議案書13ページの説明図(5)、鶴見区茨田大宮一丁目12号につきましては、茨田大宮一丁目7号の区域において、黄色の区域が区域変更により削除されることにより、2つの区域に分かれるため、新たに茨田大宮一丁目12号として追加しようとするものでございます。議案書15ページの説明図(8)、住之江区西住之江二丁目1号などにつきましては、指定の申し出があり、生産緑地法に定める指定の要件を満たすことから、赤色の区域を地区に追加しようとするものでございます。

次に区域変更の増となるものが1地区、区域変更の減となるものが3地区ございまして、合計約0.61ヘクタールの減となります。区域変更の増となるものにつきましては、議案書13ページの説明図(6)、鶴見区の焼野二丁目1号におきまして、指定の申し出があり、生産緑地法に定める指定の要件を満たすことから、赤色の区域を地区に追加しようとするものでございます。次に区域変更の減となるものにつきましては、議案書15ページの説明図(7)、鶴見区の茨田北工区3号などのように、黄色の区域を地区から削除しようとするものでございます。

地区の廃止につきましては9地区ございまして、合計約1.18ヘクタールの減となります。議案書9ページの説明図(1)です。東淀川区の大桐三丁目1号など、黄色の区域の地区を廃止しようとするものでございます。

これらの区域の削除、廃止は農業従事者の故障等により営農の継続が不可能となったものでございます。

こうした変更の結果といたしまして、大阪市の生産緑地地区は、追加する3地区、約0.24ヘクタール、区域変更する4地区、約0.75ヘクタール、今回変更のない515地区、約73.97ヘクタールを合わせまして、合計で522地区、約74.96ヘクタールとなります。

案の縦覧につきましては、平成28年10月28日から11月11日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○澤木会長 ただいま幹事より説明のありました議第215号の議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

特によろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご質問・ご意見がないようですので議第215号議案につきましてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○澤木会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

では濱田委員、どうもありがとうございました。

続きまして、議第216号「大阪都市計画地区計画の決定」、議第217号「大阪都市計画用途地域の変更」、議第218号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」並びに議第219号「大阪都市計画道路の変更」の審議に移ってまいりますけれども、これらにつきましては、相互に関連をいたしておりますので、その内容につきまして、幹事から一括して説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○幹事(角田) 議第216号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第217号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第218号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」並びに議第219号「大阪都市計画道路の変更について」は、相互に関連がございますので、一括してご説明いたします。

議案のご説明に入る前に、これらに関連いたしますうめきた地区における、これまでのまちづくりの取り組みについて、前のスクリーンを使いまして説明いたします。

うめきた地区を含む大阪駅周辺地区は、多くの駅が集まり一日の乗降客数が約250万人の西日本最大の交通ターミナル地区となっております。JR大阪駅の北側の梅田貨物駅跡地を中心に約24ヘクタールございます「うめきた地区」は駅前の広大な一等地であり、関西再生のカギを握る大変重要なプロジェクトとなっております。

先行開発区域は、グランフロント大阪として平成25年にまちびらきしており、その西側のうめきた2期区域については、平成23年に土地区画整理事業、道路、都市高速鉄道、交通広場の都市基盤につきまして、都市計画決定しております。

平成16年7月には「大阪駅北地区まちづくり基本計画」を策定し、これに基づき先行開発区域のまちづくりが進められてきました。一方、うめきた2期区域につきましては、都市再生特別措置法に基づく、国、大阪府知事、大阪市長、経済団体及び民間事業者等で構成されます「都市再生緊急整備協議会大阪駅周辺地域部会」におきまして、計画策定の段階から民間の独創的なアイデアやノウハウを求める「うめきた2期区域開発に関する民間提案募集」を実施し、平成26年3月に選定されました20者の優秀提案の内容をもとに、提案者との「対話」を行いつつ、「うめきた2期区域まちづくり検討会」におきまして、まちづくりの方針についての検討を進め、平成27年3月に「うめきた2期区域まちづくりの方針」を決定いたしました。

今回の案件につきましては、この方針を踏まえまして作成しておりますので、この「うめきた2期区域まちづくりの方針」について簡単にご説明申し上げます。

本方針では、うめきた2期区域でめざすべきまちづくりの目標を『「みどり」と「イノベーション」の融合拠点』としております。「みどり」につきましては、まち全体を包み込む「みどり」が、ここにしかない新しい都市景観を創出し、多様な活動、新しい価値を生み出す源となり、世界の人々を惹きつける、としております。「イノベーション」につきましては、世界から人材、技術、これらを集積・交流させ、新しい産業・技術などを創造することで新たな国際競争力を獲得し、我が国の成長エンジンとして世界をリードする「イノベーション」の拠点となる、としております。

この「みどり」につきましては、2期区域全体に展開し、概ね8ヘクタールを確保することとしています。地上のまとまった「みどり」は、2期区域のシンボルとして、重要な視点場であるJR大阪駅からの眺望の確保や、大規模災害時への対応における優位性などから、地区中央部に概ね4ヘクタールを確保し、建築物と一体化し地上と連続する「みどり」を民間の創意工夫により、地上部や低層建築物の上部において確保することとしています。

この「みどり」と一体となって世界をリードする「イノベーション」を生み出すために、導入する機能につきましては、まず、健康・医療、環境・エネルギー等の「新産業創出」、MICE、文化創造・発信等による「国際集客・交流」、連携大学・大学院、

国際化教育等による「知的人材育成」、これら3つを中核機能として掲げております。

その他、「みどり」を体感できる空間づくり、歩く楽しみ、喜びを創造するまちづくり、速やかに災害から復元するまちづくり、環境共生の新たな展開をめざしたまちづくり、持続的発展をめざしたエリアマネジメント、周辺とともに地域全体の価値を向上させるまちづくりなどに関する方針を定めております。以上が「うめきた2期区域まちづくりの方針」でございます。

次にスケジュールでございますが、本方針のもと、各主体が具体的な方策を展開の上、うめきた2期区域のまちづくりを実現することとしております。

基盤整備に関しましては、JR東海道線支線の地下化事業及び新駅設置事業を昨年11月から工事着手しております。また、UR都市機構による土地区画整理事業につきましては、本年3月に仮換地指定が行われております。

これを受け、本日の議案でございます地区計画や用途地域などを定めようとするものでございます。

なお、今後は、先ほどご説明申し上げました優秀提案者を対象に、うめきた2期区域の開発事業者を募集する予定であり、その後そこで決定した開発事業者の提案を踏まえまして、地区中央部に位置する約4.5ヘクタールの公園について、都市計画決定を行う予定でございます。

それでは、今回の議案についてご説明申し上げます。

お手元の表紙に「議第216号、議第217号、議第218号及び議第219号」と記載しております議案書と前のスクリーンを用いてご説明申し上げます。

まず、はじめに本区域の土地利用の大きな方向づけをいたします議案といたしまして、議第216号「大阪都市計画地区計画の決定について」ご説明いたします。

今回地区計画を定めようとする区域は、スクリーンにお示しします赤色の線で囲まれた区域でございます。この区域のうち、先ほどご説明いたしましたまちづくりの方針が定められております中央のエリアをA地区、A地区の南と北に隣接し、連携した土地利用を図ろうとするエリアをB地区及びC地区としております。

地区計画の名称は「うめきた2期地区地区計画」、地区計画の位置及び面積につきましては、北区大深町及び梅田三丁目地内の約17.1ヘクタールでございます。

地区計画の目標は、「うめきた2期区域まちづくりの方針」に示しました、『「みどり」と「イノベーション」の融合拠点』を実現するために、緑豊かなオープンスペース

等を中心とした、活力とにぎわいあふれた都市空間を創出するとともに、新産業創出、国際集客・交流及び知的人材育成の機能の導入を中心とした、質の高い都市機能の集積を図ることをめざすこととしております。

次に目標の実現に向けて定めます、「土地利用の方針」等でございますが、まず、「みどり」につきましては、地区中央部に位置する約4.5ヘクタールの都市公園も合わせて、地区全体で約8ヘクタールの緑豊かなオープンスペース等として確保することとしています。また、この緑豊かなオープンスペース等につきましては、災害時には、一時避難機能等に資する空間として整備することとしております。

導入機能としましては、新産業創出、国際集客・交流及び知的人材育成に関する機能を本地区の中核機能として導入するとともに、商業、業務、居住もしくは宿泊等による複合的な機能の導入を図ることとしております。

歩行者ネットワークに関しましては、にぎわいの連続性や周辺地域からの動線などを考慮した回遊性の高い歩行者ネットワークの形成を図ることとしており、また、JR大阪駅方面との歩行者動線につきましては、地上、地下及びデッキレベルも含めた歩行者動線を確保することとしております。

この方針に沿って、地区施設としまして、西口広場内の新駅から北口広場を經由しJR大阪駅までを結ぶ安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため「地下多目的通路」を、また、西口広場とJR大阪駅方面を結ぶ安全で快適な歩行者デッキネットワークを形成するため「立体多目的通路1号」を整備することとしております。また、JR大阪駅方面から阪神高速道路の梅田出入り口の上空を通り、B地区へ歩行者が安全・円滑に移動できるよう、「立体多目的通路2号」を整備することとしております。

次に地区内の主要道路及びその沿道の空間構成についてご説明いたします。

まず、地区の中央部を東西に横断する大阪駅北1号線につきましては、隣接する都市公園との一体性を確保するとともに、東側の先行開発地区と地区西側に繋がる「にぎわい軸」として整備することとしております。

一方、地区東側を南北にとおります、大阪駅北2号線及びその沿道につきましては、先行開発地区側の整備内容とも調和した、「シンボル軸」として整備することとしております。この「シンボル軸」の沿道には、先行開発地区と同様、5メートルの壁面の位置の制限を設け、快適で豊かな緑とともににぎわいのある歩行者空間を歩道部分と一体的に確保するため、地区施設として「多目的空地1号」を整備することとしております。

シンボル軸以外の沿道についてですが、歩行者の回遊性向上に資する、快適な歩行者空間を確保するため、2.5メートルの壁面の位置の制限を設け、「多目的空地2号」及び「歩行者専用通路」を整備することとしております。

また、「シンボル軸」の北端部には、アイストップとして景観に配慮した、緑豊かでやすらぎを感じる空間を多目的広場として約3,000平方メートル確保することとしております。

次に駐車場の出入り口につきましては、「シンボル軸」に面して設けないなど、できる限り集約することにより、快適で安全な歩行者空間の形成に支障のない配置にすることとしております。

また、まちのにぎわい創出と緑豊かなオープンスペースや歩道等の公共空間などにおける、一体的な管理・運営を実現するため、自律的・持続的なエリアマネジメントの導入を図ることとしております。

地区整備計画における、建築物等に関する事項では、建築物の用途の制限を定め、性風俗店やぱちんこ店等を禁止することとしております。

次に議第217号「大阪都市計画用途地域の変更について」ご説明いたします。

今回用途地域を変更しようとする区域は、前のスクリーンの赤で囲んでいる部分でございます。本区域におきましては、西日本最大のターミナルに隣接するという立地特性を活かしまして、周辺地区と一体となって都市の中核機能を高めていく観点から、土地区画整理事業及び鉄道地下化・新駅設置事業等による都市基盤整備に加えまして、土地利用を転換し、都市機能の集積を図るため用途地域の変更を行おうとするものです。こうした考えのもと、周辺街区での用途地域の指定状況も勘案しながら、準工業地域、指定容積率200パーセント及び商業地域、指定容積率400パーセントから、商業地域、指定容積率600パーセントに変更するものでございます。

そのほか、都市計画道路の中心線にあわせました用途地域の境界線を整合させること等による変更も含めまして、商業地域につきましては16.3ヘクタールの増加、準工業地域が16.5ヘクタール減少、第2種住居地域が0.2ヘクタール増加いたしまして、計画書のとおりとなっております。

続きまして議第218号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」ご説明申し上げます。

ただいま議第217号で説明しました用途地域の変更に伴いまして、前のスクリーンの

赤色の線で囲ってございます約19ヘクタールの区域について、都市の不燃化の促進に適切に対応するため、準防火地域から防火地域に変更しようとするものです。

また、今回のうめきた2期関連ではございませんが、本年11月に都市計画変更を行いました、都市計画道路淀川南岸線の区域の変更に伴いまして、スクリーンで赤色の線で囲ってあります区域につきまして、防火地域と準防火地域の境界線を変更しようとするものでございます。

これらの変更によりまして、計画書にございますように、本市の防火地域の面積は約2,320ヘクタール、準防火地域の面積は約15,914ヘクタールとなります。

次に議第219号「大阪都市計画道路の変更について」ご説明いたします。

3・1・35大阪駅北1号線は、幅員40メートル・4車線の道路として平成23年4月に都市計画決定し、地区の中心部を東西に横断し、東側の先行開発地区と地区西側とを繋ぐ「にぎわい軸」として整備するものでございます。

今回、東西間の円滑な自動車交通機能を確保しつつ、「うめきた2期区域まちづくりの方針」に基づきまして、南北街区にまたがり「みどり」との一体性をより一層高めるため、大阪駅北1号線のうち、前のスクリーンの赤で囲んでいる部分におきまして、車線数を4車線から2車線に変更し、歩道を約11メートルから約14メートルへ拡幅することでゆとりある歩行者空間を確保し、沿道の「みどり」と一体となったにぎわい空間の創出を図るものでございます。

最後に都市計画案の縦覧について、ご説明いたします。地区計画における原案の縦覧及び意見書の提出に関しましては、平成28年8月26日から9月16日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。また、議第216号から議第219号に関する案の縦覧につきましては、平成28年10月28日から11月11日にかけて行いましたところ、別冊としてお手元にお配りしております「意見書の要旨」にございますとおり、1通の意見書の提出がございましたのでその要旨と本市の見解を述べさせていただきます。

意見書の要旨は「無駄なビルはいらない」「防災緑（力）のオアシスに」「全面緑化・オープンスペースとすること」など、主に「全面緑化」と「防災」について主張されており、これらに関連して「まちづくりの方針と地区計画との違い」や、「中核機能」、「容積率」、「道路」、「市民参画」など、本都市計画案に関連して大きく分けて7点のご意見をいただいております。

1点目は、「全面緑化」についてでございます。主なご意見としては、『うめきた

2期で緑被率8ヘクタールを全面緑化に見直し変更されたい。』『「みどり」と「イノベーション」の融合拠点とはどのような都市空間像か』といったものでございます。

このご意見に対します本市の見解でございますが、関西には幅広いものづくり産業・技術の蓄積があり、近年では、国際競争力を持つ医療・バイオ分野等の産業クラスターが形成され、優れた大学や研究機関等の集積・連携が進んでおります。うめきた2期地区では、優れた立地ポテンシャルを活かし、関西のイノベーション創出の総力を束ね、連携する結節点をめざしております。一方で、うめきた2期地区においては、新しい未来のまちの在り方の提案が求められており、それが「みどり」であると考えております。このみどりは、未来に向けた都市や人間と自然・環境との新しい関係性を構築し、都市の文化となる新しいまちづくりの空間の概念であると考えております。「うめきた2期区域まちづくりの方針」の検討過程では、こうした「みどり」と「イノベーション」を創出する中核機能とが、競合するのではなく「融合」することが重要であると確認されております。このことから、地区中央部の都市公園に加えまして、低層建築物の上部などにも、緑豊かなオープンスペースとして概ね8ヘクタールの「みどり」を設けることにより、中核機能やこれと連携・補完する複合的で質の高い都市機能を導入し、比類なき魅力を備えた「みどり」と世界をリードする「イノベーション」の融合拠点を実現しようとするものでございます。

2点目は、「防災」についてでございます。主なご意見としましては、『どこまで防災機能を整備目標とするのか明らかでない』『従来の梅田貨物ヤード広域避難場所の代替地はどこに決まったのか』といったものでございます。

このご意見に対します本市の見解でございますが、大阪駅周辺地域には、JR・私鉄・市営地下鉄の7駅が集中し、特に人口・機能が集積する巨大ターミナルであり、南海トラフ巨大地震など大規模災害時のBCPへの対応や帰宅困難者対策等、災害に強い安全・安心なまちとしての付加価値を高めていく必要があると考えております。このため、地区中央部に設ける都市公園は、防災公園街区整備事業により整備し、大規模災害時の一時退避スペースや救助活動を行うための中心的な役割を担い、災害の内容や時間経過に応じて柔軟な使い方ができる空間として計画しております。広域避難場所に関しましては、うめきた2期地区開発後も、先行開発区域とあわせて引き続き当該地において、広域避難場所としての位置づけを継続します。うめきた2期地区では、都市公園や民間敷地の「みどり」部分、西口広場等で10ヘクタール以上の避難場所となり得る空地

を確保することとしております。現在の地域防災計画では、先行開発区域において、約4.4万人の避難可能人員が設定されておりますが、うめきた2期地区で確保する空地にさらに避難が可能となることにより、従前の避難可能人員約14.3万人とほぼ同等の機能を確保することとしております。

3点目は「まちづくりの方針と地区計画との違い」についてでございます。『地域部会で主張されていた「地上と連続するみどり」が地区計画の案では全く消えており、「みどりがメインテーマ」を後退させている』『まちづくり方針では、防災機能を重要な「都市機能」と位置付けていたが、なぜトーンダウンさせたのか』といったものでございます。

このご意見に対します本市の見解でございますが、地区計画案の作成にあたっては、「まちづくりの方針」を基にしつつ、イメージや例示の表現を精査し、都市計画法に基づく地区計画として、この区域の整備、開発に関して、必要となる方針や制限事項を定めております。また、地区計画決定後も、この「うめきた2期区域まちづくりの方針」の位置付けは変わりません。

4点目は、「中核機能」についてでございます。『具体的機能の必要性を絞りきれず、結果として業務・商業・宿泊・居住等「複合機能の導入」の提案レベルである。導入すべき都市機能を具体的かつ明確に示されたい。』といったものでございます。

このご意見に対します本市の見解でございますが、中核機能のあり方については、昨年度より、「大阪駅周辺地域部会」のもと、外部有識者等を交えた検討を進めております。その内容ですが、まず、うめきた2期のイノベーション拠点のテーマは「ライフデザイン・イノベーション」とし、人々が健康で豊かに生きるための新しい製品・サービスを創出する拠点とするとしております。また、うめきた2期地区の特徴として、「みどり」を実証フィールドとして活用し、スポーツなどの体験を通じて得られたデータを、健康づくりなどに活用できる機会を提供できることなどが挙げられております。さらに、うめきたの地の利を活かし、関西一円の卓越した研究拠点などの持つ新技術を、事業化につなげる役割を担うことが重要であることから、関西におけるイノベーション創出の核となる施設を設けるとともに、人と新技術をつなぐ役割を担う「総合コーディネート機関」を設置することや、イノベーション創出を支援する国の機関等の集積などを図ることが必要であるとしております。

5点目ですが、「容積率」等についてでございます。『隣接の新梅田シティは、容積

率430パーセントであり、隣接地との格差が開きすぎである』といった内容でございます。

このご意見に対します本市の見解でございますが、本区域におきましては、西日本最大のターミナルに隣接するという立地特性を活かし、土地利用を転換し、都市機能の集積を図るため、準工業地域から商業地域に変更するものです。本区域周辺の容積率の指定状況ですが、JR大阪駅に面する東側の先行開発区域の指定容積率は800パーセントであり、新梅田シティなど物流・業務等の用途が混在している、西側エリアの指定容積率は300パーセントとなっております。容積率に関しましては、周辺の指定容積率とのバランスに加え、土地区画整理事業及び鉄道地下化・新駅設置事業等による都市基盤整備などを勘案し、本区域の指定容積率を600パーセントとしております。

6点目は「道路計画」についてでございますが、『幹線道路計画によるスーパーブロック型土地利用計画により、公園や広場の分離等、まとまったうめきた区域の一体的土地利用が台無しになっている。極力地域を分断しない道路幅の見直しを含む、人と車の動線計画を再検討すべき』といった内容でございます。

このご意見に対します本市の見解でございますが、うめきた地区は、「うめきた2期区域まちづくりの方針」にも位置づけられておりますように、「歩行者中心のまち」として、地区全体を自由に移動でき、周辺地域と連続的なネットワークや回遊性のある歩行者ネットワークを形成することとしており、シンボル軸、それとにぎわい軸とも歩行者中心の空間整備をすることとしております。今回の都市計画道路の変更案につきましても、円滑な自動車交通機能を確保しつつ、車線数を削減して、より広幅員の歩道を整備し、南北街区にまたがる「みどり」との一体性をより一層高め、ゆとりのある歩行者空間を確保しようとするものでございます。さらに歩行者が地区内を自由かつ快適に行き交うことができるよう、地下、地上、デッキレベルの重層的かつ回遊性の高いネットワークを形成することとしており、特にJR大阪駅から歩行者が円滑に移動できる動線の確保に配慮いたします。

7点目は「市民参画」についてでございますが、『地区計画の規定項目ではないが、現在実施されている暫定的土地利用プロジェクト等の進捗を広げ、地域団体・企業・個人や区役所との協働による参画と推進の仕組みづくりを強化していくことを加筆されたい』といった内容でございます。

このご意見に対します本市の見解でございますが、現在、うめきた2期区域内では、

民間の方々が主体となって暫定的な利活用を行っていただいております。本年10月より緑や花があふれる庭園や、防災・環境等に関する市民参加型・体験型のイベント等を実施していただいております、既に10万人を超える方々が来場しております。今後も暫定利用をはじめ、市民参加型のプロモーション活動等を実施し、より多くの方にまちづくりに関心を持っていただけるよう取り組みます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○澤木会長 ありがとうございます。ただいま幹事より説明のありました議第216号から議第219号までの議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○小川委員 はい。会長。

○澤木会長 小川委員どうぞ。

○小川委員 すみません、大阪市会議員の小川です。

この場所は大阪だけにとどまらず、関西全体、国家プロジェクトでもあると思いますので大変注目もされているし、どんなふうにも30年、50年、100年見通してですね、まちをつくるんだということで、そういう長い視点で見てつくっていかねばいけないというふうに思っております。そういう中でですね、前市長などからはあそこをセントラルパークにするんだと。17ヘクタールもの「みどり」ができるなんて、大阪ぐらいですよ。こういうことも語られていて、市民からすれば大変大きな期待というのがあったと思います。今回の計画を見ますとですね、残念ながらその17ヘクタールには遠く及ばずですね、4.5ヘクタールにとどまっていると、こういう内容になっております。ちなみにあのセントラルパークは340ヘクタールくらいあるそうですから、17ヘクタール全部やってもまだまだ足れへんというところだったんですけど、まあ比類なきみどりだということで謳っているんですけども、その「比類なき」という言葉からすれば、やっぱり規模というのも大変重要なポイントになるのかなと思うんですけども、こういう内容になったわけですけども、どういう過程だったのかと、どういうコンセプトなのかということのを改めてちょっとわかりやすく教えてください。

○澤木会長 ただいまの質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○幹事（山田） 幹事の山田でございます。今のご質問についてお答えさせていただきます。

うめきた2期区域のまちづくりににつきましては、平成24年9月に設立いたしました都市再生特別措置法に基づきます、国とか大阪府知事、大阪市長、経済団体及び民間事業

者等で構成された大阪駅周辺地域部会により議論がなされ、すべての人々に開かれ、誰もが自由に入出りできる緑豊かなオープンスペースであります「みどり」を中心とし、その「みどり」が建築物と一体となって、斬新で独自性が高く、世界に強く印象づける「大阪の顔」となる都市空間を持つまちづくりの実現などが確認されてきたという経過がございます。

この「みどり」を中心としたまちづくりのコンセプトの下、計画策定の段階から、民間の独創的なアイデアやノウハウを求めるために「うめきた2期区域開発に関する民間提案募集」を実施し、平成26年3月に20者の優秀提案を選定しているところでございます。

その後ですね、平成26年6月には、大阪駅周辺地域部会の下に、都市計画、建築、防災、みどり等の有識者と行政等で構成されました「うめきた2期区域まちづくり検討会」を設立しまして、20者の優秀提案者との対話の実施ですとか、検討会においてまちづくり方針についての検討を行い、パブリックコメントを実施しております。その中で、大阪駅周辺地域部会といたしましては、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点を目標とした「うめきた2期区域まちづくりの方針」を平成27年3月に決定しているという内容になってございます。以上です。

○小川委員 会長。

○澤木会長 はい。小川委員。

○小川委員 この大阪駅周辺地域部会の構成員名簿を見させていただきますと、国、知事、市長、民間事業者ということでJRや日本郵便、阪急、阪神、三菱地所で経済3団体あと学識3人で、財界と行政というところで、結局開発者の利益をどう確保するのかというふうになっちゃったんちがうかなというふうに思われても仕方のない構成で決められたというふうを感じるんです。

地区全体で8ヘクタールの緑豊かなオープンスペースと言ってるんですけど、都市公園は4.5にとどまっていると。まあ少なくとも8ヘクタール「みどり」やと言うんだったら、8ヘクタール公園で整備すべきだというふうに私は考えております。まあ、しかしながらですね、この計画では低層階または地上連続する「みどり」を3.5ヘクタールつくるというふうになっているんですけど、一体どんなイメージになっているんでしょうかね。大体の雰囲気というか。

○澤木会長 ただいまの質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○幹事（山田） 幹事の山田でございます。

どのようなイメージの「みどり」となるかについては、今後実施が予定されております民間開発事業者募集ですね、コンペの中で選定された提案を踏まえまして、具体化されることとなりますけれども、本日ご審議賜っております地区計画案にも位置付けておりますとおり、地区中央部に位置する約4.5ヘクタールの都市公園を含めまして、地区全体で概ね8ヘクタールの緑豊かなオープンスペース等を確保し、このオープンスペース等は、来訪者のアクセス性に配慮したものであるとしてですね、地上部や低層建築物の上部等において確保することになるというふうに考えているところでございます。以上です。

○小川委員 会長。

○澤木会長 はい。小川委員。

○小川委員 建物の上をオープンスペースで「みどり」にするということですから、屋上緑化というところにとどまっていると。で、やっぱりこれ近視眼的というかね、ほんとに50年とか100年とかそういうふうに見えてないと、重ねてになりますけれども、開発者、また土地を売る、そういった利権のある人たちの利益が確保されたのではないかというふうに感じちゃうんです。まあ、提案内容なんかを見てても、あの「みどり」の空間と言ってるんですけど、この絵だけ見てるとですね、超高層ビルが建ってですね、ほんとに一部「みどり」になっているというような提案内容ばかりだなというふうにも感じているんです。

今回用途地域の変更などもあって600パーセントの容積率ということになってるんですけど、1期地区のときですね、都市再生特別地区ということで容積率の緩和がさらにされてですね、ボーナスで与えられて今のグランフロント、あの先行地区のまちなみになっているということなんですけども、「みどり」と「イノベーション」と、こういうことを言っているわけですから、少なくともですね、これ以上の巨大な建築物というかね、高層ビルみたいなものが建つような容積率の緩和というかボーナスみたいなのが、これ予定されているんでしょうかね。2期地区では。どうなんでしょうか。あり得るんでしょうか。

○澤木会長 ただいまの質問につきまして、幹事に説明を求めます。よろしくお願ひします。

○幹事（山田） 幹事の山田でございます。

1期のような容積緩和があり得るかというご質問でございますけれども、うめきた2

期地区では、策定しております「うめきた2期区域まちづくりの方針」でですね、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点を目標としておりまして、建築計画におきましては、「みどり」と調和のとれた都市空間の形成を図る必要があるというふうに考えております。

例えばですね、「みどり」との調和を考慮せずに、またイノベーション創出にも寄与しない、単に商業・業務などの都市機能を増やすことのみで容積率緩和を求める提案があったとしても、本市として都市計画を進めることはないというふうに考えております。

今後の2次募集の結果次第ではございますけれども、仮に民間事業者の創意工夫によりまして、イノベーション創出に大きく寄与し、かつ「みどり」との調和がとれた優秀な建築計画であって、容積率の緩和等、都市計画の変更が必要な提案があった場合には、本市といたしましては、その内容に応じて適切な都市計画手法等の検討など、その実現に向けた協議を行う必要があると考えております。また、その際には、本審議会においてもご議論いただきたいと考えているところでございます。以上です。

○小川委員 会長。

○澤木会長 はい。小川委員どうぞ。

○小川委員 簡単には認めへんって言うてるんですけど、土地利用の方針3ではですね、新産業創出うんぬんとなっている中で、商業、業務、居住もしくは宿泊等による複合的な機能の導入を図ると、まあなんでもいけますよということにやっぱりなってるんちがうかと思うんですね。やっぱり大阪もそうですし日本、世界全体も特に日本なんかで言えば経済って言えば成熟して新たな建物や投資が起きたからといってそのなんと言うんでしょうね、経済の爆発的な成長というか、そういったものを望むというのではなくてですね、「みどり」を備えた人間が住みやすい空間、都市格を上げる、そういうところに注力というか注いでいかなければいけないのではないかなと感じているんです。そういう点で言えば今回の計画は、やはり一旦立ち止まる必要があるではないかということをおからは申し上げまして、私の質問を終わります。

○澤木会長 そのほかの方からご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ございませんでしょうか。

ご質問、ご意見がないようですので、議第216号議案から順に表決を確認してまいります。議第216号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○澤木会長 ご異議があるようでございますので、採決といたします。議第216号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○澤木会長 挙手多数でございますので、議第216号議案は原案どおり可決されました。続きまして、議第217号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○澤木会長 ご異議があるようでございますので、採決といたします。議第217号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○澤木会長 挙手多数でございますので、議第217号議案は原案どおり可決されました。続きまして、議第218号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○澤木会長 ご異議があるようでございますので、採決といたします。議第218号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○澤木会長 挙手多数でございますので、議第218号議案は原案どおり可決されました。続きまして、議第219号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○澤木会長 ご異議があるようでございますので、これにつきましても、採決といたします。議第219号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○澤木会長 挙手多数でございますので、議第219号議案は原案どおり可決されました。続きまして、景観行政団体による意見聴取であります議第220号につきまして、その

内容について幹事から説明をお願いいたします。

○幹事(角田) 幹事の角田でございます。それでは、議第220号「大阪市景観計画の変更について」ご説明申し上げます。この議案は、景観法第8条に基づく景観計画を変更するにあたりまして、景観法第9条第2項及び第8項の規定により本審議会のご意見を頂戴しようとするものでございます。

まず、景観計画の変更の背景、検討の経過についてご説明いたします。本市では、昭和57年に建築美観誘導制度を制定し、御堂筋や堺筋など、都心部の6本の幹線道路沿道

敷地におきます建築物の建築や広告物の設置の際に事前協議を行うことで、美しい街路景観の形成を図ってまいりました。また、平成10年には都市景観条例を制定し、大規模建築物等の建築の際に協議・届出を義務付けるなど、本市独自の景観施策を展開してまいりました。

その後、平成17年6月の景観法の全面施行を受け、平成18年2月に景観計画を策定し、大規模建築物等の景観誘導を行っております。

景観法施行から10年が経過いたしまして、都心の機能更新に伴うまちなみの変容のほか、景観に対する市民の意識の高まりなど、本市の景観を取り巻く状況も変わってまいりました。また、景観計画の策定以前から指導要綱により実施してまいりました建築美観誘導制度や都市景観条例に基づく様々な景観施策など、それぞれの施策の実効性を高めつつ、施策間の連携により総合的な景観形成を図ってまいりますため、施策全体の枠組みを体系的に整理する必要性がありました。

そこで、本市では、都市景観条例により設置されております、大阪市都市景観委員会におきまして、「今後の景観施策のあり方」についてご審議いただき、今年3月には答申を取りまとめていただいております。この答申を踏まえまして、都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む、大阪らしい景観をつくるため、景観計画変更案について改めて都市景観委員会で審議するとともに、屋外広告物審議会でも意見をお聴きし、その後、パブリックコメントを今年の9月20日から1か月間実施し、いただいたご意見を踏まえまして、本日の変更案を作成しております。

今回の景観計画は、建築物等の届出や景観重要建造物等の指定などの法定事項のみならず、本市独自の景観形成の取り組みについても記載し、本市の景観施策の総合的な指針にしようとするものでございます。

主な変更点をご説明申し上げます。

現行の景観計画では、大規模建築物を新築する場合や外観を変更される場合などにおきまして、全市一律の景観形成方針及び景観形成基準に基づき、周辺景観との調和の観点から、建築物の配置や外観、色彩などの事項について届出していただくこととしておりますが、今回の変更では、景観構造の特性、いわば地域の特徴を踏まえたより詳細な誘導を行うため、図のように、基本届出区域を3つの区域、都心景観形成区域、それから臨海景観形成区域、そして一般区域に区分いたしまして、各区域の特性に応じた景観形成方針と景観形成基準を定めました。

こちらは景観形成方針の一例でございます。これまで市域一律としていたものを、例えば都心景観形成区域では、一般区域の方針に加え、敷地際における緑地等の創出や、低層部デザインの工夫などについて、また、臨海景観形成区域では、開放的で水辺に映えるよう建築物のデザインや色彩等の配慮などについて定めておるところでございます。

次に、重点的に景観形成を図る重点届出区域を指定します。現在、都心部の主要な幹線道路、具体的には、「御堂筋の淀屋橋から長堀間を除く部分」、「堺筋」、「四つ橋筋」、「なにわ筋」、「土佐堀通」、「国道2号」の6路線につきましては、建築美観誘導制度の要綱に基づきまして景観誘導を図ってきており、これらの幹線道路の沿道敷地で建築物の新築や屋外広告物の設置を行う場合におきましては、規模に関わらず、本市との事前協議を行っていただいております。今回の景観計画の変更を契機に、この6路線を景観計画の重点届出区域に位置付けることで、今後は、景観法に則った実効性のある景観誘導を行います。さらに、今後とも大規模な開発が想定され、より一層、水都大阪のシンボルエリアとして景観形成を図っていく必要がございます中之島地区を新たに重点届出区域に指定し、重点的な景観誘導を図ってまいります。重点届出区域におきましては、従前どおりすべての建築物の新築と屋外広告物の設置等を対象に、これまでの要綱による基準をベースに、より詳細な定量基準を設けるなど、重点的な景観誘導を行います。

画面は、重点届出区域での建築物等の景観誘導のイメージをお示ししております。景観形成方針の一例として、堺筋のイメージです。これは、歴史あるビジネス街における落ち着きとにぎわいを併せ持つ街路景観を形成するため、まちなみの連続感・統一感の創出や、壁面後退による快適な歩行者空間の創出、それから中高層部での落ち着きのあたる外観などについて求めていくこととしております。

次に、これはそのための景観形成基準の一例でございます。これまでの建築美観誘導制度での誘導実績を踏まえまして、例えば配置基準では、「1階の外壁は街路から2メートル以上後退し、その部分は歩行者空間とする」ことや、色彩基準につきましては、新たに「彩度6以下とする」といった定量基準を設けております。

こちらは、重点届出区域での屋外広告物の景観誘導のイメージでございます。屋外広告物につきましては、市域全域におきまして、建設局が所管しております屋外広告物条例に基づき規制誘導を行っておりますが、重点届出区域におきましては、景観計画に「屋外広告物に関する行為の制限」を定め、屋外広告物条例と連動して建築物等と一体

的に景観誘導を行うこととしております。屋外広告物に関する景観誘導の考え方としては、「良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導」するため、屋上広告物の周辺と調和した形態意匠の誘導、壁面広告物や突出広告物の低層部への設置の誘導、地域特性を踏まえたきめ細やかな景観コントロールとしております。

こちらは、具体的な基準の一例でございます。現状のまちなみの状況やこれまで誘導実績を踏まえまして、意匠等につきましては、「文字は切り文字や箱文字とする」、また屋上広告物については、「高さは建築物の高さの5分の1かつ4メートル以内、文字の大きさは2メートル以内」、それから壁面広告物については「外壁面積の10分の1かつ50平方メートル以内」等とするなどのほか、特に風格の創出を求める中之島周辺や、にぎわい形成を誘導する御堂筋、堺筋の長堀通以南などについては、個別の基準を定めるなど、よりきめ細かく誘導することとしております。

次に、新たに景観重要公共施設の指定を行うこととしております。道路、河川、公園といった公共施設も景観の骨格を構成する重要な要素であることから、周辺の建築物などと一体となって、空間として良好な景観を形成していきたいと考えており、現に大阪市のシンボルとなっており、良好な景観形成を図るうえで重要な公共施設として、今回は、道路につきましては「御堂筋」、河川は「土佐堀川」と「堂島川」、公園は「中之島公園」、これらを景観重要公共施設に指定してまいります。ここでは、整備に関する事項と占用等の許可の基準を定め、公共自らが、これらに基づいて、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行います。

最後でございますが、地域との協働による景観まちづくりを推進するため、地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援を導入することとしております。本市が定めました景観形成基準以上に、景観に関する自主的な地域ルールを作ろうとする団体を「地域景観づくり推進団体」として認定いたします。そして地域ルール策定に向けた活動支援として、専門家の派遣や活動費助成などを行います。その結果、地域景観づくり推進団体が地域ルールを策定し、対象区域の土地所有者等の一定以上の合意を受け、かつ、その事務局体制を確保するなど自主的にルールの運用ができるようになれば、そのルールを「地域景観づくり協定」として認定いたします。認定後につきましては確認申請や屋外広告物の許可申請の際に、事業者に対しまして、地域団体との意見交換の実施を求めることで、その協定の効果的な運用を図ってまいります。また、この運用にあたりま

しても、専門家派遣や活動費助成などの支援を行います。

以上が主な変更点です。

なお、本日の審議を経たのち、景観計画として取りまとめまして、条例に位置付けるべく、2月から3月の市議会におきまして、条例改正案をご審議いただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○澤木会長 ありがとうございます。ただいま、幹事より説明のありました議第220号の議案につきましては、景観計画で定める良好な景観の形成に関する内容が、都市計画の内容にも関係し、かつ、景観計画には、土地利用等に関する制限等を定めることとなることから本審議会の意見を聴くものでございます。

ただいま、幹事より説明のありました議第220号の議案につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 会長。

○澤木会長 はい。小川委員どうぞ。

○小川委員 すみません、市会議員の小川です。

この景観計画の見直しについて教えてほしいんですけども、大阪市の景観を、御堂筋なんかのビジネス街、洗練されたまちなみであるとか水豊かなまち、歴史・文化の息づく、そういった場所もたくさんあるし、商売のまち大阪ですから、店々が立ち並んでにぎわい、活気のあるまちを、こういう4つのテーマでですね、大阪らしい景観、つくっていくためのものですよと、こういうご説明だったというふうに思うんですけども、私自身も大阪で生まれて育ってますんでね、こういう計画、守っていくということには大いに賛同するものであるし、今後で言えばですね、まちづくりを展望すればですね、歴史景観の保全、自然環境の回復と、こういったことがさらに力を入れていただきたいというふうに思いますし、こういうことでですね、都市格というものも上がっていくというふうに思うんですけども、今回の計画で屋外広告物に関する行為の制限が新たに指定されることになると示されているんですけども、屋外広告物について許可申請届出制が必要な区域を新たに指定するということになっているわけです。ですから、どんなものを掲示してお知らせするかっていうものの制限される地域がね広がるということだと思うんですけども、この問題で言いますとですね、適用除外なんかの規定もあって、やはり個人の政治活動の自由が制限されるものであってはならないとか、基本的人権に定

められている表現の自由が制限されないようにしなければいけないというふうに思うんです。

国もですね、この法律ができたときに、この法律の規定に基づく条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないよう留意しなければならないというふうにあります。今回の適用範囲が広がるということにおいてもですね、やはり広がれば広がるほど、人が生活し、生きている範囲にこの規制がかかるということが増えるというふうに思うんですけれども、こういったことについて、十分な配慮、運用するときにおいては特に必要、気を付けなければいけない、ちゃんとした、そういったことが侵害されないような運用に心掛けなければいけないというふうに思うんですけれども、そこらへんに対する留意とか配慮というのはどんなふうになっているのか教えてください。

○澤木会長 ただいまの質問に関しまして、幹事に説明を求めます。

○説明者（友田） 説明者でございます都市景観担当課長の友田でございます。

今回の景観計画におきましては、重点届出区域に限定して、屋外広告物に関する行為の制限を定めているところでございます。

その中で委員ご指摘の表現の自由ですね、これについては当然守られるべきものというふうに考えております。そのうえでですね、政治活動のポスター等も、屋外広告物法上の屋外広告物になることが考えられますので、その場合は、意匠等の基準については準拠するよう努めていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○小川委員 会長。

○澤木会長 小川委員どうぞ。

○小川委員 十分留意していただいてですね、そういった市民参加ですね、政治やこれから大都市制度、まちづくりなんか色々出てくるのが予想されますのでね、そういったところで十分に市民が制限されるということがないように心がけて運用していただきたいという意見を申し上げまして私の質問を終わります。

○澤木会長 そのほかの方からご質問等いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

小川委員からご意見ございましたけれども、既に盛り込み済みとか配慮はいただく前提になっていますので、本審議会としてはこの案については「特に意見なし」という回答をしようと思いたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○澤木会長 そうしましたら、この議第220号議案につきまして、特に意見を付さないこととさせていただきますと思います。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続きを行っていただくようにいたします。

引き続きまして、報告案件を受けてまいります。報告案件「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案」大阪都市計画河川の変更につきまして、幹事から報告をお願いいたします。

○幹事(山田) それでは、大阪都市計画河川の変更につきまして、私の方からご報告申し上げます。

大阪都市計画河川第1号寝屋川北部地下放水路につきましては、一級河川であるため、大阪府知事が都市計画決定するもので、大阪府都市計画審議会でご審議いただくものですけれども、その区域が本市域にかかっていることから、事前に本審議会にご報告するものでございます。

それでは、前のスクリーンをご覧ください。まず、寝屋川流域についてご説明します。東側を生駒山地、西側を上町台地、北側を淀川、南側を大和川に囲まれた、大阪市の東部を含みます約267.6平方キロメートルの区域を寝屋川流域と呼んでおります。

その流域面積の約4分の3の地域は、地盤が川より低く、雨水排水をポンプ施設などに頼らなければならない「内水域」となっております。また、寝屋川流域では、市街化の進展に伴いまして、雨水を土地にとどめる保水・遊水機能が低下しているため、雨水がすぐに、大量に水路とか下水道に流入することとなりまして、それらの処理能力を超える雨が降ると容易に浸水が起こり、これまで大規模な浸水被害が発生しております。

これに対応するため、寝屋川流域では、河川管理者、下水道管理者が一体となって治水施設の整備を進めるとともに、流域におけます保水・遊水機能を人工的に取り戻そうする「総合治水対策」に取り組んでおります。

寝屋川北部地下放水路は、この総合治水対策の構成要素の一つとなっております。

地図にお示ししていますように、寝屋川流域の北部を東西に貫きます位置に、主に道路の下等に地下トンネルを掘り、河川や下水道から水を取り込んで、最終的に西端の大川に排水いたします。このうち、上流側から鶴見緑地付近までが現在整備が完了している状況になってございます。

寝屋川北部地下放水路全体のうち、今回変更いたします、大阪都市計画河川第1号寝屋川北部地下放水路につきましては、最下流部である大阪市都島区中野五丁目から、大阪市と門真市の境界である大阪市鶴見区焼野二丁目までの間でありまして、平成3年に都市計画決定してございます。

今回の都市計画変更の内容といたしましては、大深度地下利用に伴う、立体的な範囲の追加、線形、それから河川管理施設の区域、幅員、延長の変更となります。

まず、1点目は、一部の区域におきまして、新たに立体的な範囲を定めるとともに、区域を変更いたします。寝屋川北部地下放水路の未整備区間約4.5キロメートルのうち約2.2キロメートルにつきましては、都市計画道路都島茨田線の未整備区間など民有地の地下を通過するため、地下放水路の早期整備や、地上の土地利用の制限を抑える観点から、大深度地下を使用することとし、都市計画に立体的な範囲を定めるものであり、合わせて、離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定めてございます。

また、同じく大深度地下を使用します都市計画道路大阪門真線との空間調整を行っておりまして、それに伴い区域を変更してございます。

次に河川管理施設につきましては、城北川取水施設と鶴見立坑の2か所の区域を変更いたします。城北川取水施設につきましては、大深度地下の使用に伴いまして、城北川から取水した水について、地上からの落差が大きくなるために、落下する水の勢いを抑制する必要があるため、構造を大きくするなど、区域を拡大いたします。鶴見立坑につきましては、現在整備中の守口調節池と寝屋川北部地下放水路を接続するための施設として、今回新たに鶴見緑地内に追加するものです。

幅員の変更につきましては、鶴見立坑で守口調節池と接続することによりまして、鶴見立坑より下流部の流量増加に伴います管径拡大や、大深度地下使用区間の維持管理を考慮し、幅員を拡大します。

なお、これらの変更に伴い延長を約6,080メートルから5,980メートルに変更しております。

以上が変更内容となります。

大阪府がこの変更案につきまして11月2日から11月16日まで縦覧を実施したところ、意見書の提出はなかったとのことです。

この寝屋川北部地下放水路の都市計画変更は、今年度中を目途に大阪府都市計画審議会で審議される予定となっております。

報告は以上でございます。

○澤木会長 ありがとうございます。ただいまの報告につきましては、本審議会の議案ではありませんけれども、何かご質問等がございましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

質問がないようですので、それではこれで本日の都市計画審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後4時49分

大阪市都市計画審議会委員 加 我 宏 之 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 伊 藤 良 夏 ⑩